

舞 鶴 総 第 144 号
令和 6 年 11 月 22 日

舞鶴市議会議長
上 羽 和 幸 様

舞鶴市長 鴨 田 秋 津
(公 印 省 略)

議会の委任による専決処分について
(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

専 決 処 分 書

専決第 9 号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

令和 6 年 11 月 15 日

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

1 損害賠償の額

43,318 円

2 事件の概要

市職員が市道の除草作業を行っていた際、刈払機により小石を飛ばし、付近を走行していた相手方所有の自動車を損傷させた。

3 発生日月日

令和 6 年 10 月 11 日

4 発生場所

舞鶴市字浜地内

市道潮路通線